

び特別教育区に教育委員会が設置
されるまでの間、町村の教育に關

会の議決を経て」を創る。
第三十四條中「公立又は」を削

昭和二十三年八月十五日印刷

昭和二十三年八月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第五部

(三八三)

第二回参議院文教委員會會議錄第四号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○學生の盟休問題に關する件

○教科書の発行に關する臨時措置法案

(内閣送付)

(右案に對する証人の証言あり)

午後二時四十五分開會

○委員(田中耕太郎) これより委

員會を開會いたします。速記を止め

午後一時四十六分速記中止

午後一時五十三分速記開始

○委員(田中耕太郎) それでは速

記を始めて。それでは文部大臣に對す

る緊急質問に移ります。

○岩間正壽 實は只今行われており

ますところの學生の盟休事件につきま

して、當委員會といたしまして、これ

に全然無關心であることは、當然我々

の職能の上からできないと思ひます。

この事態を一日も早く解決して、そ

してこの不安を取除くという建前か

ら、ここに大臣の出席を要求いたしま

して、質問を申上げたいと思ひのであ

ります。

今度の盟休の經過については、大略

のことしか私は無學識知しておらない

のであります。細密な分に亘つて何か

らかにまで知つておるといふわけでは

ないのでありますけれども、大体の今

までの經過について、學生諸君から、

そういうような陳情を受けたこともあ

り、いろいろな情勢によつて知つてお

る面があるのであります。ただ一番重

要な問題でありますのは、なぜ一体こ
のような學生の盟休、前も金匱的に渡
及した盟休が起つたか、恐らく今まで
日本にもなかつたような問題がなせ起
つたか、この点について文部省が、今
までのどのような態度を取つて來られ、
又今後それに対してどのような責任あ
る態度を取つて、一日も速かにこの問
題を解決される用意があるか、この点
について私は質問をいたしたいと思ひ
のであります。でその前に、大体今日
のこの状態になりました、望ましくな
いところの盟休が行われておるといふ
点について、今までの文部省の取つて
來られた態度につきまして、これは委
細な報告があると思ひのであります。け
れども、今日ここまで追ひ込んだ原因
の中に、どうしても考えられるものは、
根本的にこの問題の把握の仕方が
違つておるのではないかと、文部省の見
方というものが、その後の交渉經過を
見ておられますと、學生の生活の現
在陥つておるところの実態というもの
を、本當に關心でないのではないか
というふうに思われる面が多いのであ
ります。學生の授業料の問題につい
て、三倍値上の問題について、物價が
上つておるのだから、又他の私學との
授業料の連関において、これを今日値
上反對をすることは非常に不当であ
る、だからこれは當然どうしても要求
を受け付ることができない、というの
で、十數回に亘るところの交渉が最後
に決裂して、このような状態に入つた

ということを聞いておるのであります
が、併しこれは、或る程文部省の現在
挙げておられる理由は、原則的に考え
ますと、物價が上昇しておるの
であるから、それとの連関において、
三倍程度の値上げというものは一應正
しいように考えられるのであります。
併しこれは學生の生活の現在の姿とい
うものを、本當に見極めていないとい
うところから起つておるのじやないか
と思ひ。御承知のように現在の學生
の、殊に大學高專の生徒達の状態を見
ますと、これは殆んど八五%か
九〇%の生徒達が、生徒不安の中に
立つて、そして今日の授業を受けて
おるといふような状態でありまして、無
論これは現許から送られて來る學費と
いうものも、今までの過去の學生の姿
を基準として考えることはできないの
であつて、これはいろいろ學生から出
されたデータについて見ましても、そ
の僅か二〇%、三〇%が現許から送ら
れる。それもいふ方であつて、大部分
の者は自分の課業を縮める。又は學業
を何とかまあ繰上げる。若しくはそれ
を短縮するといふような方向で、大部
分の時間をアルバイト生活をやつてお
る。そしてそれから殆んど大部分の
生活費といふものを仰いでいる。いろ
いろな調査についてこれは申上げる時
間を持たないのではありませんけれども、
それによつて生活している。今日學生
の生活費の場合、男の學生の大体の平
均の最低を、これは映画とか、娯樂と
か、文化費とか、そういうようなもの

は一切、彼らの青春時代に非常に必要
であると思はれるところの、それらの
欲望を一切制限した最低ぎりぎりの、
食つて行ける、ノートを貰つて、そうし
てやつて行くだけの生活費でも、先ず
男の學生の場合が二千五百円、それか
ら女の場合がまあ二千、三百円から
二千四百程度というような状態なのであ
りますけれども、それらの実情を調べ
て見ますと、さつき申しました
ように、現許からの送金というものは、
まあその中の二〇%、三〇%、あ
との部分は殆んど學生自身の學業の余
暇における勤勞、つまりアルバイトに
よつてこれを支えておるといふような
実情なんでありまして、そのために彼
ら自身においては非常に余裕のない生
活をしている。つまりこれを從來の例
から考えますと、從來の學生の場合に
おきましては、いわゆる、これは大學
専門學校といふものは、或いは日本の
中産階級以上、有産階級の子弟であつ
たのであります。今日におきまして
は、この學生達の属しておる階級構成
といふものはまるで變つておる。この
現実を我々は無視することはできない
のであります。殆んどこれらの學生
の今日置かれておる生活状態というも
のは、これらの父兄の生活状態といふ
ものは、中にはそれは幾分の新門所得
者、終戦後の利得者といふような立場
の者もあるのではありませんが、殆んど大
部分のこの學生達の属しておる階級と
いふものは、中流階級以下に落ちてい
るというような形であります。そ

ういふところから、而も學業を何と
かやらなければならぬといふので、
現在の苦しいアルバイト生活を余儀な
く強いられて、その中で而も満足な授
業時間を、十分にそれに全力を傾ける
ことができないで、その半分若しくは
三分の二の時間をそのアルバイト生活
に向けて、そしてそれによつて得た收
入によつて、何とか最低の生活を支え
ておるといふような実情が、これは統
計的にもいろいろなものが出されてお
るのであります。従つて過去のような、
或る中産階級以上、いわゆる有産階級
の子弟で、而も親の腰纏りやつて、
現許から相當の學費を仰ぐことができ
るというような立場の時代におきまし
て、この授業料の問題はそれ程大きな
問題として響かないのであります。が、
現在のような最低ぎりぎりの線におい
て學生が生活をしていくといふような
立場におきまして、この與える影響と
いふものは相當深刻なものがあるの
であります。こういふ点について、文部
省は十分に今日の日本の教育の、殊に
今申しました高專、大學の生徒達が置
かれておるところのこの現実的な姿を
よく見て、そしてこれをどうのよに文
教政策の面で援助し、この學業を続け
させてやるかといふところに、温かい
親心といふものが必要だと思ひのであ
ります。ところが今までの交渉經過を
見ますと、文部省の態度といふ
ものは依然として、さつき申しました
ような條件を挙げまして、そしてこの

授業料増徴には賛成することができない、三倍の増を堅持してゐる。結局学生達は、当然止むを得ない状態、何としてもこのような教育行政、文教の状態でゐては、眞に学生達の問題の解決はあり得ない、従つて学生達の氣持が、この授業料値上げから、日本の教育政策が非常に貧困である、それから教育復興に對するところの当局の態度に對して、一つの目覚めを持つて来たというのが當然であります。そういうような立場からして、自分の授業料問題を中心としたしまして、そのような教育復興をも含めたところの要求に段々目覚めまして、そしてそのような立場からして、この教育復興の基本線を確立するといふような線において、今度のような盟休が、最後の止むを得ない段階として行われておるといふ実情を見るのであります。この際この学生の盟休事件につきまして、文部省の取つておる態度はどうであるかといふと、依然として従来の官僚的な態度に過ぎない、こういうふうに思われるのであります。もつとこの現実をよく見極めて、学生に對する親切といふものをもつと働かして、この問題を事前に解決するといふ努力がなされたならば、この問題は今日のような状態に陥らないで済んだと思ふのであります。が、依然として、これは十数回の交渉にも拘わらず、その態度が全然歩み寄りがなかつた。而もそれは國家予算の建前から何ともならないので、そして結局今日のような最悪の事態に追い込んでしまつておるのであります。この点において、これは當然文部省の責任をはつきりして欲しいといふふうに考へるのであります。誰が一体この

盟休の責任を負ふべきか、この責任の主体者は誰であるかといふことを我々はつきり考へなかつたやならん。これを文部省は連日学生に轉嫁し、或いは今日ここに見えられませんが、新聞紙に発表されておるものがたま／＼新聞局長の談なるものがたま／＼新聞紙に発表されておるものが、それによると、学校当局は無関心である、熱意がない、これに對して十分の措置が取れない、このようなことでは学校当局の責任が追及されるかも知れない。若しこの新聞紙の傳へるところの、あの日高局長談なるものが正しいとするならば、これは実に本末を顛倒した問題だと言わなければならぬのであります。一体この原因はどこにあるか、文部省の政策の貧困並びに今度の問題に對する処置における自分の無力といふような形が、このような状態に追い込んでおるにも拘わらず、その結果を学校当局に責任を轉嫁するやうな態度で学校当局を責めておる。こういうやうなところが、実に本末を顛倒してゐる。自分のことは棚に上げて置いて、そしてこれを学校当局に巧みに轉嫁するといふやうな態度を取つておる。その一例でも分るのでありますけれども、この責任の主体がはつきりしてゐないものであります。どうして文部省はこの事態、即ち昨日は關東東北の方においてストが行われ、更に今日は關西、中國の方において行われ、それから九州の方で明日行われ、更に二十六日には全國的なストが計画されておるといふやうなことを聞いておるのではありませんか、このような事態に追い込まないやうに、この問題を早急に解決するやうに、これは徹底的な措置が取られなければならないと思ふのであ

りまして、こういう点から、文部省のこれに對するところの責任をはつきりさせた立場から、以上の問題について答弁を求めたいと思ふのであります。尙最後に附加したいことは、この学生の問題が、何か政治的なものに利用されておる、或いは共産黨が指導しておるといふやうなことが、これはともすると言われておる実情を聞いておるのであります。果して今度の問題は、一体そのやうな指導によつて行われておるのであるかどうか、これも率直に文相は目を明いて実態を調査される必要があるのではないか、何か一つの原因を以て、このような問題を最初から一つの枠に入れて考へるというそのことと目体が、この問題を解決するところの鍵では絶対にないと思ふのであります。そのやうな事態があるかないかといふことについては、私は十分に知らないけれども、併し恐らくさういふやうな指導のあるなしに拘わらず、学生の現実の生活の困難がこまでこの事態を追い込んでおるのであります。この学生の根本的な問題の解決なしには、この問題の解決は絶対にあり得ない、こういう点をこれは十分に虚心坦懐に見守るべきではないか、これは何かそのやうな一つの運動によるとか、それから政治的な一つの運動に轉化しておるといふやうに考へるならば、学生運動の一つの自主的な盛り上がる運動によつて、自分自身が本當にいろいろのことを知り悟つて行くといふ、そのやうな視野が拡大されて行くやうな段階を、学生の中において認めないといふやうな実情になつておるのではないかと考へるのであります。恐らく文部省の態度が、今まで非常に冷く取られて

来た、その態度が段々と学生の意識を目覚めさせ、そしてどうしてこの運動についてもつと徹底的な方向を持ち、更に根本的な解決をしなければならぬといふ学生自身の運動自体が発展して、今日の事態をとつておるといふことを私は信ずる者であります。こういう点についても、併せて文部省の見解を聞きたいと思ふのであります。

○國務大臣(齋藤實男) 只今岩間委員から、学生ストについて御質問があり、かやうな事態がどうして起つたか、文部省はいろいろな点で十分策を盡さなかつたのではないか、又今後についてどういふやうな策を取らうかといふこと、こういうやうな御質問であつたと思ふのであります。尙多少お話について、はつきりしない点があるのではありませんが、只今のお話では、趣意から言いますと、授業料値上反對がストの目標である、このやうなふうにお話の趣意は承つたのであります。実は昨日各学校に人を派して、一体どういふ目標でストをやつてゐるかといふことを、実は調べさせて見たのでありますけれども、授業料値上といふことはどうも表面には出ていないやうであります。それから数日前に、全國國立大学高専代表會議といふ名の下で、私共の下に要求書が出されてゐるのであります。これを讀みまして、これは二十二項程要求が掲げられてゐるのであります。値上げがどこにあるかといふので、いろいろ尋ねて見たのであります。第二の「イ」に授業料値上撤回、入学金を他の値上撤回、地方教育税反對といふ「イ」の項目の更に小さな部分に挙げられてゐるのであ

ります。この事態は私は非常に注意すべきではないかと思つてゐるのであります。長い間、文部省ではこの問題に對する交渉を受けまして、私共親切にその学生の要求を聞いたのであります。併し私共よく日本の事情を話し、三倍値上といふことは望ましいことではないけれども、併し今日の事態から止むを得ないものではないかといふことを懇々説明をいたしましたのであります。社会におきまして、一般的にさういふ判断はむしろ常識となつて参つたと思ふのであります。そこで学生運動は、それを取つては問題にならぬといふことから、目標の轉換が行われたと私は判断するのであります。そこで只今言われましたやうに、教育復興といふことを目標として、中に二十二項目が挙げられてゐるのであります。先程申しましたやうに、授業料値上といふことは尋ねないと、どこにあるか分らんやうな要求でありました。でその中のものをいろいろ見ますと、学生生活には關係があるけれども、日本の文政行政、政治全体の問題であると私は考へる。例えば第一には、六・三制完全実施といふことがあります。それから又中には當委員會の直接に御關係になつておる地方教育委員會法案絕對反對といふことも掲げられてゐるのであります。かやうな問題等が掲げられてゐるのは、私は全般的な政治問題でありまして、教育行政全般に關する問題であつて、直接学生の身分に關係するものではないのであります。こういう問題はむしろ政治問題として扱われるべきものではないかといふふうに考へてゐるのであります。そして私のところに來た学生達も、一体これ

責任をはつきりして欲しいというふう
に考えるのであります。誰が一体この

決する上に、これは徹底的な措置が
取られなければならないと思うのであ

かと思うのであります。恐らく文部省
の態度が、今まで非常に冷く取られて

地方教育税反対という「イ」の項目の更
に小さな部分に挙げられているのであ

私に考えているのであります。そして
私のところに來た学生達も、一体これ

は君達学生の生活と直接に關係がない
じやないかと言つたら、いやこれは政
治問題です。政治問題として取扱つて
いるのである。こういうようなことと
ある。それじゃ併し文部大臣のとき
へ來て話をするのはおかしいじやない
か。私文部大臣として扱ふものは、学
生の生活に關し、学生の身分として適
当な運動であれば、私共は幾らでも承
わるのであります。こういうような話
をしたのであります。が、いつの間にか
目標が授業料の現状の維持ということ
から教育復興という、これは誰でも賛
成であります。誰でも賛成であること
の目標を掲げて、ただそれについて
て、実行の方法についていろいろな疑
問がある次第であります。これらの
個々の問題については、私共賛成でき
ないものもあるであります。けれども
も、例えば六・三制完全実施というも
のは、何人もこれは反対ではありませ
ん。そういう目標が掲げられているの
であるが、併しこの問題が貫徹されな
ければ、一体学生がストをやつて貫徹
するということは適當な方法であるか
どうかというところについては、私はお
のずから別であると思つて、岩間君
と雖も、私は学生が六・三制完全実施と
いうことを第一に掲げて、これが通ら
なければストをやるといふことは、確
かに御養威にならぬと私は思つて、
教育委員会法絶対反対、これが通らな
ければストをやるといふときには、岩
間君或いはその属されておる教職員組
合の方々はどうかと思いますが、そうい
うような次第であります。であります
から、こういうような問題が、学生の
生活に關係があるからというので希望
を述べ、関心を示すといふことは、こ

れはいいことであります。我々も喜ん
で聞きますけれども、併しこれを言う
ことを聞かなければストをやるとか、
何とかいふことは、学生として行き
過ぎではないだろうかと思はれてお
ります。そういう形でこの問題が現わ
れておると思つておられます。文部省
は学生の生活について知らない、或い
は調べておらんとおられます。が、そ
うでなく、私文部大臣になりました、私
自身学生には関心を持てておりますか
ら、特に学生の生活についていろいろ
の調査もさせておられます。生活の困
る状況もよく存じておられます。これに對
して何とかしなければならぬといふこ
とを、文部当局としても強く要求して
おるのであります。併しその方法が、
授業料の値上を抑えるといふことで解
決されるのは、実は私は考えておらん
のであります。殊に大学、高専の官立
学校の授業料値上反対といふものは、
学生、生徒の中で何%かであり、私立
学校の中の半分である。そしてこれは
綜合大学においては、大体一人につき
五万円程度を使つておられます。これ
は或る点から言へば、受ける者の特権
と言いますと語弊がありますが、特恵
的な地位にあるので、これは或る程度
これを支弁してもいいのではなからう
か、むしろ支弁するのが公正の原則に
合ふのではないかと、而も三倍といふと
大きいのであります。月五十円を百
五十円にするといふことは非常に不公
平でないと思つておられます。三倍と言へば
大きいのであります。併し長い間、
戦前からずっと授業料は上らなかつた
のであります。今度初めて上げたの
であります。これは昭和十四年から十
八年ぐらゐであります。これに比べ

ると十五倍であります。併し物價は六
十五倍、今度は百倍にならうとしてお
ります。鉄道運賃は二十五倍でありま
す。それを今二倍半、三倍にするとい
ふ、六十倍になります。だから僅か
十五倍になつたから非常に不当に高く
なつたとは思ふ、私は公平に考へて言へな
いのではないと思つておられます。向これを
私立学校、又所によりましては、公立
の新制高等学校に比べても非常に
高くない、却つて安いのであります
。それで若しこれを上げなければ、
学生の生活の問題は解決するかとい
ふ、私はそうではないと思つておられます。
言いますのは、戦前におきまして、学
生生活の中で授業料の占める地位は、
全体の約五分の一くらいでありまし
た。最近の学生の生活費は二千五百円
から三千円と言われるが、中西君はこ
の間に一ヶ月五千円と言われた。そうす
ると約二十分の一くらいではないのじ
やないか。学生生活に占める授業料の
部分といふものは極めて少い。そのこ
とはどういふことであるかといふと、
仮に授業料を全廃しても、学生生活の
問題は、これは解決しないのでありま
す。そこに私はもつと深いところの問
題があるのではないかと存じておりま
す。併しこれを私共は見送らうとい
つておられるのではないのであります。
制度をいたしましては、これは特恵的
なもので義務教育ではないのでありま
す。義務教育の問題が、本委員会でも
いろいろお骨折を願つておられるよう
に、足らないのであります。だけれども、
これは特恵的な地位にあるから、この
問題については或る程度辛抱はして貰
わなければならぬといふ私共は考えを
持つて、或る程度の負担は、これはど

うしても止むを得ないことではあるけ
れども、併しこれは制度としての問題
で、特に困つておられる人については、私
は特殊の方法を講じなければならぬ
。制度をいたしましては、金持ちの
子供も入つておられるところの大学にお
いて、授業料の値上げをしないといふこ
とはなく、困つておられる学生に對し
て、如何なる措置をすべきかといふこ
とが私は適切な政策であると思つてお
ります。そこで私共は、ここでもい
ろいろ御批判になりまして、もつとこ
れは十分にしなければならぬといふ
。常に御注意のありました日本育英会の
問題、これらの補充といふことを大い
に努力しなければならぬと思つており
ます。その他学生の生活の援護とい
ふことにも大いに努力をいたしたいと思
つておられるのであります。その他アル
バイトの問題につきましても、今晚も官
邸で各方面の人々に來て頂いて、学生
の夏休假期に對して、どうしてアルバ
イトをやつて行くべきであるか、又アル
バイトの種類が、学生の品格を崩さな
いようなのは、どういふものを選び
べきかといふことについて、御相談も
申したいと思つておられるのであります。
そういう点に十分に關心を持つて行き
たいと思つておられます。併しこれは
私はただ学生だけの問題としてのみ解
決されるものではなく、日本全体の經
済生活との關連にあるのでありまし
て、この点では学生も先生も或る程度
辛抱をしながら、この敗戦日本の教育
を護つて行かれる覚悟がなければなら
んと思つておられるのであります。そう
いふ考えから、私共はこの問題につ
きましては、殊に教育復興といふことを
掲げていることについては、学生は授業

を止めることではなくして、忍んで、
もうこの授業を完成するといふところ
に、教育復興の熱意が学生に現われる
べきではないかと思つておられます。
私は何か学生のこの運動が、外からの
働きがあるかどうか知らんが、少くも
外のいろいろな政治運動を模倣した
ような恰好が出て來ておられる。学生の十
分な思慮を持ち、反省を持ち、又学生
の品格といふもの、本分といふものを
知つたところの行動としては、やや逸
脱したものがあるのではないかとい
ふことを心配をいたしておるのであり
ます。幸いに私は、日本の学生が全部
これに参加してゐるとは考えません。
東京におきましても、日本の全國で申
しますれば、官公私立の大学、高等専
門学校六百ございしますが、只今参加を
発表されておるのは七十五校でありま
す。約十分の一と申し申し上げます。そ
れから昨日同盟休校を実施したのは、
關東地方の官立六十一校中十九校であ
ります。三分の一、私立百六十二校の
中六校、合計二百二十三校のうち二十
五校であります。ですから約十分の一
強の数であります。そのうち東京都内
におきましては、官立三十四校中九校
がこれに参加し、私立百三十六校中六
校が参加し、合計百七十七校中十五校、
一割弱と推定される状況であります。
で、日本の学校が挙げてこれに参加し
ようといふ状況ではございません。更
に注意すべき点は、東京におきまして
も、東大では全部がこれに参加してお
るのではないのであります。東京大
学の中、三学部が参加し、それに附屬
医専がありますが、三学部、あとの五
学部はこれに反対をしておられます。
尚文理科大学、工大等の学校は参加

たしておりません。商大がただ参加しているのが注意すべきであります。向一高も参加いたしております。師範学校も男子部は参加いたしております。こういふ点から見ると、京都等でもそういう状況が見えますけれども、学生の中で判断力のあるところの層においては割合に共鳴者が少い。そうしてそうでない若い層に可なり多い。そして東京の例を取つて見ますと、男子の師範は参加しておりますけれども、女子の方が参加いたしております。これも私は多少それに似た関係であるのではないかと推測しております。つまり外面的な力に感化され易いような面には、この運動が余計に影響力を持たれてゐる。反省と自制のあるところには、その影響力が少いというものが、今後は分りませんが、今日の状況であるのであります。尚これについて外の勢力がどうかという話もありましたが、これは確かなことは私に分りませんが、併しこの問題を政治問題であると言つて取上げて、私共のところに見える場合には、政治的な色彩の強い人もしばしばございました。又学校の方では、上の学校からいへば、勧誘に来られる人の中には、又特殊な政治的な色彩を持つた人も相当にあるということが傳へられてゐるのであります。これは報告でありまして、事実かどうかは知りません。大体かような状況でありまして、文部省といいたしましては、先程も申しましたように、学生の今日の窮状については十分同情を持っており、調査もいたし、最善のことをいたしたい。これは又当委員会等の國会の力に俟つところが多いのでありますから、私共は繰返しお願

いをいたしておるわけでありまして、向教育復興につきましても同様であります。私共はできるだけ最善を盡したいと思つておるのでありますが、何分皆さん御承知のような日本の現状であります。私不敏なせいもありまして、誠に思うに任せぬところがあるものであります。こういう事態の下に、学生が同盟休校によつてその目的を達しようといふことについては、私共はこれは適當でない。又かような方途でその目的を達することは、学生として私は、大いに考慮しなければならぬものであると実は存じておるのでございまして、これは私が学生に同情せず、学生に冷淡であるといふことではなく、眞実に学生に同情し、日本の学徒が健全に日本を背負う者になることを期待するからでございます。かような事態におきまして、私共文部省は行政面に立つ者でありますから、直接この問題には触れませんが、併し教育の機関としての、各大学において、十分この問題を教育問題として取上げるようにと、私は勧めてゐるのであります。尚学校局長のお話がありました。これはどういふことであつたか私存じませんが、この問題はむしろこういふことを言われたのであります。この問題は教育の問題である。学校当局は教育問題として取上げて貰うように、ただ政治的な妥協とか何とかいうことではない。日本の教育をどうして立てるかという問題のところに重点を置きながら、この問題を解決して貰いたいといふことを要請したことと私は存じておるのであります。その限りにおいて私はそのことに賛成であります。大体こういふことが学生スト

に対して文部省が考へておりますところであり、取り來つたところであり、又その基礎になる考えは以上のごとくであります。

○委員(田中耕太郎君) 外にもまだ質問されたい方もありますから、極く簡単にお願いします。

○岩間正男君 今の説明を聞いたのでありますが、その中で結局授業料値上げ問題から發して、その後いろいろ視野がそういうふうに段々拡がつたといふか、高まつたといふか、そういうところで現在の教育復興の線まで行つたのであります。現在をそうして更に盟休がとられつたものであります。併しその間文部省と十數回に亘つて学生の代表が折衝されておる、その間の指導の方向が若しも、もつと完全に行われておつたならば、今日の盟休は避けられておつたと思ふのであります。ところが、何か欠けたものがあるのじやないか、こゝろの責任と反省は文部省がこゝで率直にこれを持つて、そうして今度の問題の解決をしなければならぬのじやないかといふのが第一点であります。

第三点は、学生の今度の運動が期せずして教育復興の線に行き、それがやや実践的な運動の性格を持ち掛けて盟休にまで來たのであります。ところが、こゝろの方法について、何かともすると、これは政治運動の色彩があり、更に、頭からこれを否定してかかるといふような先入感があるのじやないかといふふうに、私は今のお話では思はれたのであります。併しこの点は、こゝで論争し盡せない問題に実は關與し

ておるので、余り廣汎な問題に拡げようとは思はないのでありますけれども、少くとも新しい今後の教育そのものの在り方、つまり過去の教育の陥つておつた弊害からの反省として、当然今までの学生といふものは、ともすると中間地帯におつて、そうして外界から隔離され、社会性を持たない、視野が狭い、そして何か學問の權威とか、獨立性といふものが強調されておつたのであります。そしてその結果はどうであるかといふと、社会的視野がない、問題に対する批判がない、更に最も欠けておるのは行動力であつたといふことである。このことが少くとも今度の戦争の最大原因である。そしてこの責任は、やはり過去の文教政策が負わなければならぬと私は痛感しておる。こゝろの観点に立つて、再びこの愚を繰返すならば、日本の再建も民主化もあり得ない、私はさういふような方式から考えますとき、学生は今日のようないつ問題に社会的關心を深め、更に実践行動的な色彩を取るこの傾向は、むしろこれは、この立上りに對しては、これを單に押掛けてこれを過去の形で以て批判する、そして過去の既成のものに見て行くといふことでは、学生の本当の動きといふものは理解されないと思ふのであります。むしろ実践的、行動的、批判的であるところの学生の立場に對しましては、十分に文部省がこゝの中に入つてこれを指導する。これをよく正しい方向に伸ばす、まずこゝろのようない方向に對してこれを助成する、その中に入つて正しく指導するといふ態度こそが望ましいと私は考へるのであります。何か最初からあのような運動といふものは不穩である、何か常軌を踏み外したようなものだといふ見解からは、絶対に新しい教育の理念といふものは求めることができないといふような点を私は考へるのであります。こゝろの点から相當これは文部省との間に、我々今日の日本の直面しておるところの教育改革といふものを考へておる者との、親密的な相違があるのではないかといふことを指摘せざるを得ないのであります。

更に今の説明を伺ひまして、私は最後に結論的に、現実に問題はすでに起つておる、足元に現に今起つておる、この問題をどういふ手を打つか、これを解決する具体的な実践方法は何であるか、この点について伺ひたいのであります。いろいろ説明の妙を得られだよりでありますけれども、併しそれは我々の要求しておる説明には何らのものを加えるものではない、明日から今何を打つか、どうしてこれを解決する努力をするか、少くとも今全努力を出してこの問題を解決するために、どのような方法を文部省は持つておられるか、こゝろの具体的な解決方法を私は聴きたいのであります。いろいろそれに対する御説明も、それが單なる御説明であつてはならないと思ひますので、以上三點について私の意見を述べ、又これに對する文部省の見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(森戸辰男君) 簡単に回答いたします。

第一に、文部省は何ら欠点がないかといふことになりまして、これは人間をやつておることでもありますから、いろいろ足らないところもあると思ひま

員会等の国会の力に依りては、私共は繰返し願ひます。大体こういうことが学生スト

す。足りないところは反省をして十分に補つて行きたいと思ひます。

第二の点であります。古い教育に置きましては、いろいろな欠陥がありまして、いろいろな点、改めるべきであることは申すまでもないのではありませんが、終戦後の日本の教育におきましては、多くの点でかようなものは著しく改善されておると私は考えておるのであります。例えば教育制度の問題にしろ、学問の自由にして、学生の行動の自由にして、私は戦前と今日の事情を比べてみれば、隔世の感があるのではないかと存じておるのであります。併し他面学生が実践的であり、批判的であり、行動的であるといふことは、学生としての身分といふもの、学生としての本質といふものと背馳したてはならぬと思ひます。そこに学生運動の限界があると私は思ふのであります。私は学生は実践的であり、行動的であるから、例えば教育復興の目標を掲げて、二十二項目の教育委員会反対といふような項目を含めたそれを掲げて、これは急に聞けるものでもない、これを聞かなければ直ぐに盟休でもやる、こういうようなことが一体岩間君は実践的行動であつて、これをその通りに改めることが新しい教育理念とお考えになつておるかどうか、私はそれは考えておりません。むしろ学生としては、こういう問題に学生として守るべきに應じて、國會であれ或いは文部省であれ、適当に申述べられて、而もこれは直ぐに実現できない問題でありますから、我々はそれに向つての努力をし、條件を克服しながら遂行して行くものでなければならぬと存じておるのであります。

それから第三点は、具体的問題をどう解決するかということでありまして、差当りの問題は、一齊ストの問題でございまして、文部省といつたしましては、スト参加の学校に宛てて平常通りの授業をするような態勢を取り戻して行くといふこと、できるだけ学生の間に取止められるように、努力するようによつて要請をいたして置きました。そうして実情を更に調査して報告を待つ、ただこの問題は教育の問題ですから、飽くまで教育の問題としてそれを処理するようによつて私共は考えておるのであります。

向後授業料の問題につきましては、私共三倍値上は望ましいことではないけれども、これは不当なものではなく、止むを得ないものであるといふ考えを持つておりますけれども、併し同時に困つてゐる学生については、先程申しましたように十分の考慮を拂わなければならぬ。それには日本育英会の費用も今回の予算では増額して置きました、できればもつと増額をいたしたいと思つております。向後学生の授業料につきましては、一時に拂ふことが困難である場合には分割の方法を認め、そして又更に延期の方法も認めんとする実情に即した措置を採つて行きたいと思つております。向後学生授業料、アルバイトのことにつきましても、できるだけのことを行きたいと思つておるのであります。

向後根本の問題の教育復興について、皆さんの御協力を得て最善の努力を盡したいことは、文部省の存立意義でございまして、我々はこれを決して輕視しておるわけではないのであります。

○河野正実 簡単に伺ひたいしたいのですが、その前にちよつと申上げたいのは、授業料の問題がいろいろ、先程岩間議員からの発言乃至は大臣の御答弁の中にもありましたように、いろいろ原因から起つておるものでありますけれども、最も着意に解決いたしまして、やはり学生諸君の生活が困難であること、而してやはりこの文教予算に關する当局の態度と言いますか、力が文教関係者、特に学生に取つて信頼し得ないような、頼りないような氣持を起しておるということ、一つの原因ではなかつたかと思ふのであります。今日私は学生諸君に会いましたけれども、私学生諸君の運動については、私個人のいろいろな考えを申述べましたけれども、文部当局が必要なる文教予算を十分に親切に、力強く獲得するといふ努力が足りないために、我々の授業料を、八千何百万円あるかも知れないけれども、その授業料を収入として加えるといふ、むしろこれは今日の時勢として止むを得ないといふ議論において、とにかく学生生活においては苦痛を聊かも加えることはやつておりながら、一方においては文教予算の十分なる獲得をしていないといふ点に君達の不満があるのではないかと、こゝろ離れたいのであります。が、大体において純眞な学生諸君には、そういう不満が相当に強かつたように私は印象を受けました。この点について向後先程の大臣の御答弁にも拘らず、その点の努力が足りないかつかつたことについては御反省を願ひたいと思ふのであります。

さて、先程からいろいろのお話がありました。事は教育問題であるといふ

り大臣のお話であります。正しくそうでありまうが、特にそれは政治教育の問題であるといふことは考へます。今日の学生は明らかに実践的な公民といつて悪ければ、市民的な生活能力といふものを、その学生時代に十分に養ふ必要があるものであります。その意味の政治的教育といふことは、下は小学校から上は大学に至るまで、教育当局の十分に考えなければならぬところであります。けれども学生諸君の行動が、政治的活動に亘るかどうかということになると、これはデリケートな問題が起つて来ると思ふのであります。單純な經濟的な授業料といふ問題でも、事が國家の財源の問題、或いはその財源を以て何に使ふかといふような問題にまで、廣い視野を持たなければ論ぜられぬ。今日私は複雑な世相であります。それ故に学生が單純な教育問題を擯棄したとしても、それが廣汎な政治問題の一環をなすといふことは當然であります。だからその点において、学生の活動が政治的活動と、ともすればなり易いのは止むを得ないところではなからうかと思ふのであります。私の尋ねたいのは、教育基本法にもありますように、学校は或る政党を支持したり、反対したりする行動、政治的活動といふようなものを学校はしてはならないといふようなことが規定してあると思ふのであります。然るに今回の事件に關して私は質問するのではありませんが、学校内において、例えば青年同盟といふようなものが、單純な学生の研究團體、同好團體ではなくして、政治結社が存在することがあります。もとより学生が政治結社を作つて悪いことはありせんけれども、それが学校内において行われておるやういふ現状は、これは如何なるものでございましょうか。世上最近今回の学生運動を、岩間君も言いましたように、或る種の政党的なる考え方に基いておるのではないかと、いろいろな噂があるのも、実は学校内において、そういう一種のフランクシヨンの活動が、而も公然と行われておる。それを許しておるといふ文部当局の側に、やはり責任があるのではないかと、思ふのであります。今回の出来事が、そういうものではありせんけれども、そういう意味で純眞なる学生諸君の運動も、更にそういう誤解を生むことにもなるのだらうと思ふのであります。学生の政治團體を組織することは、校外においてはこれは差支えないものと思ひますけれども、校内においてその團體が、学校、學級全体を全部含むかのような活動をするといふことは、これは十分に慎んで貰わなければならぬ。この点について大臣は如何なお考えなさつておるか、伺ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(岩間) 第一の御質問で、学生の一つの要望が文教予算が少いので、そのことがいろいろ影響がある、それに対して不満足であるといふことであつて、これで一体文部大臣は甚だ、これだけしか取れない、無能じやないかといふやうなお叱りを被つたのであります。この点、或る面から見れば誠にその通りであります。他面から見れば、なか／＼これだけよくやれたとも考へる点があるのではありません。これは實際私としても遺憾でありまして、文教予算はもつと取らなければならぬと思つております。

○河野正実 簡単に伺ひたいしたいのですが、その前にちよつと申上げたいのは、授業料の問題がいろいろ、先程岩間議員からの発言乃至は大臣の御答弁の中にもありましたように、いろいろ原因から起つておるものでありますけれども、最も着意に解決いたしまして、やはり学生諸君の生活が困難であること、而してやはりこの文教予算に關する当局の態度と言いますか、力が文教関係者、特に学生に取つて信頼し得ないような、頼りないような氣持を起しておるということ、一つの原因ではなかつたかと思ふのであります。今日私は学生諸君に会いましたけれども、私学生諸君の運動については、私個人のいろいろな考えを申述べましたけれども、文部当局が必要なる文教予算を十分に親切に、力強く獲得するといふ努力が足りないために、我々の授業料を、八千何百万円あるかも知れないけれども、その授業料を収入として加えるといふ、むしろこれは今日の時勢として止むを得ないといふ議論において、とにかく学生生活においては苦痛を聊かも加えることはやつておりながら、一方においては文教予算の十分なる獲得をしていないといふ点に君達の不満があるのではないかと、こゝろ離れたいのであります。が、大体において純眞な学生諸君には、そういう不満が相当に強かつたように私は印象を受けました。この点について向後先程の大臣の御答弁にも拘らず、その点の努力が足りないかつかつたことについては御反省を願ひたいと思ふのであります。

さて、先程からいろいろのお話がありました。事は教育問題であるといふ

り大臣のお話であります。正しくそうでありまうが、特にそれは政治教育の問題であるといふことは考へます。今日の学生は明らかに実践的な公民といつて悪ければ、市民的な生活能力といふものを、その学生時代に十分に養ふ必要があるものであります。その意味の政治的教育といふことは、下は小学校から上は大学に至るまで、教育当局の十分に考えなければならぬところであります。けれども学生諸君の行動が、政治的活動に亘るかどうかということになると、これはデリケートな問題が起つて来ると思ふのであります。單純な經濟的な授業料といふ問題でも、事が國家の財源の問題、或いはその財源を以て何に使ふかといふような問題にまで、廣い視野を持たなければ論ぜられぬ。今日私は複雑な世相であります。それ故に学生が單純な教育問題を擯棄したとしても、それが廣汎な政治問題の一環をなすといふことは當然であります。だからその点において、学生の活動が政治的活動と、ともすればなり易いのは止むを得ないところではなからうかと思ふのであります。私の尋ねたいのは、教育基本法にもありますように、学校は或る政党を支持したり、反対したりする行動、政治的活動といふようなものを学校はしてはならないといふようなことが規定してあると思ふのであります。然るに今回の事件に關して私は質問するのではありませんが、学校内において、例えば青年同盟といふようなものが、單純な学生の研究團體、同好團體ではなくして、政治結社が存在することがあります。もとより学生が政治結社を作つて悪いことはありせんけれども、それが学校内において行われておるやういふ現状は、これは如何なるものでございましょうか。世上最近今回の学生運動を、岩間君も言いましたように、或る種の政党的なる考え方に基いておるのではないかと、いろいろな噂があるのも、実は学校内において、そういう一種のフランクシヨンの活動が、而も公然と行われておる。それを許しておるといふ文部当局の側に、やはり責任があるのではないかと、思ふのであります。今回の出来事が、そういうものではありせんけれども、そういう意味で純眞なる学生諸君の運動も、更にそういう誤解を生むことにもなるのだらうと思ふのであります。学生の政治團體を組織することは、校外においてはこれは差支えないものと思ひますけれども、校内においてその團體が、学校、學級全体を全部含むかのような活動をするといふことは、これは十分に慎んで貰わなければならぬ。この点について大臣は如何なお考えなさつておるか、伺ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(岩間) 第一の御質問で、学生の一つの要望が文教予算が少いので、そのことがいろいろ影響がある、それに対して不満足であるといふことであつて、これで一体文部大臣は甚だ、これだけしか取れない、無能じやないかといふやうなお叱りを被つたのであります。この点、或る面から見れば誠にその通りであります。他面から見れば、なか／＼これだけよくやれたとも考へる点があるのではありません。これは實際私としても遺憾でありまして、文教予算はもつと取らなければならぬと思つております。

して、最善の努力はいたしておるの
ありまして、私は当委員会等の力強い
御支持を頂いて、最善を盡したいと思
つておるのでありますけれども、今日
の日本の財政上又資料の關係から、殊
に私共の期待しておるところに行か
ないことは遺憾であります、この教育
復興の文教予算八百億という大きな目
標を掲げて、これを得なければなら
ないことでは、これはもうしよ
つちやう学校は殆んど閉鎖を續けて行
かなければならぬことになるの
であります、私の不敏は誠に遺憾に
堪えないのでございますが、今日の日
本の事情ということと引き比べて頂
けば、私は同情を求めなければなら
ないでありますが、理解すべき点もある
のではないかと申すのであります。併し
学生諸君が多くの文教予算を要求する
ことは、これは國會と共に当然なこと
であり、私も又全幅の支持を惜しまな
いのであります。ただこの授業料の問
題は、ただ財政の問題ではございま
せん。公正の問題であります。公平の問
題であります、特權的な地位にある
学生として、このくらの負担はす
る方がむしろいいのではないかと。困
つておる者に対しては特殊の方途が講
ぜられるであらう。これが文部省の取
つておる見解であります。

尙第二の、今日の問題は政治と結び
付いており、学校一つの問題でも政治
問題であり、これの解決の形は政治
活動の形を取るということがあり得
る。或いは場合によつては止むを得な
いということに誠に御指摘の通りでござ
います。そこでそういう事態の下
で、学校の中に特殊の政党的な團體が
できておるところもあるが、こういう

ものを放つて置くことが、こういう禍
源をなすのではないかと。これを禁止し
た方がいいではないかと。いろいろな御
質問と存じます。文部省といたしまし
てはこれは禁止いたしておるやうに
学生といたしましては、学生が外にお
いて政治的な活動をなす自由を持つて
おりますように、学内においても政治
的な活動をなし得ると考えておりま
す。併しこれには私はやはり学生とし
ての一種の限界があるべきだと思つて
おるのであります。学生の政治的な意
味を持つた團體を作るのいいが、そ
の團體を飽くまで学内の学生の團體で
あるという分が守られなければなら
ないと存じております。これは私は青年
学徒として学問もし、一定の理想も持
ち、見識も持つてゐる者であるから、
無暗に逸脱はしないものと私は信頼
いたしたいと思つております。尙大学
には自治が許されておりますので、学
校の行政を掌つております校長も
又適切な判断を以て、学校がいわゆる
政治混乱の場所ではなく、学問、眞理追
究の學園であるやうに努力されること
を私は期待しておるのであります。こ
ういふ意味で特に学校における学生
の政治團體を禁止するということはい
たしておらないのであります。

○鈴木重治君 大臣にお尋ねいたしま
すが、只今の大臣の最後の御答弁は教
育基本法に、私の解釈によると反して
おりはせんかと思つております。良
識ある公民たるに必要な政治的教養
は、教育上これは尊重しなければなら
ない。法律に定める学校は、特定の政
党を支持し、又はこれに反対するため
の政治教育その他政治的活動をしては
ならない。これが基本法にございま

が、團體を認め、團體は動くに決まつ
ておるのでありますから、これは例
えて申しますと、内閣はいつても政
党であります、その内閣の政策に反対
の行動を取るならば、これはやはりそ
の教育基本法の第八條に私は反するも
のであると思つております。それが
河野君の言われる今日のようになつた
のだ、この私には解せられるのであ
ります、文相の所見をもう一度伺いた
い。これとどこが合致しておつて反せ
ないかということをお尋ねしたいと思
つております。それから私は組合と
か、組合員の活動に至つては實際非常
に素人なものであります。昨日も河野君
にいろいろのことをお尋ねいたしまし
て、大分知識は得たのであります、ま
だ納得を致し兼ねないのであります
が、私は学校の先生に向つては最も尊
敬をいたしておる一人であります。先
日岩間君も、あなたのようなのは千人
に一人だろつと言つ、松井委員も、そ
んな者は鈴木さん減多になつてと言
われた。が、私は私の底から学校の先生
に向つては尊敬と親しみを持つており
ます。そして私の三人の教育を受け
た子供には、生涯先生の恩義を忘れ
ず、尊敬をしるゝと常に説いておる一
人でもあります。その私が河野君に質問を
いたしたものは、教員組合の中の
人が組合員として動いてゐる状態であ
ります。私は組合の方が生活権擁護の
ための組合だということ、この間誰
からも聞いて、それならば、生活権擁
護を逸脱して、全然政治運動をやつて
おるといふやうに、私はは受取れるの
であります、さつき六・三制、そ
れからその他の問題におきまして、学
生の言つておること、組合員の言

ておることが符合してゐると思つて
あります、私は尊敬する岩間君が、
文部大臣に迫力を以て迫つて参りまし
たが、この学生の盟休その他を収め得
るものは、非常に失礼な申分でありま
すが、文部大臣よりも、むしろ教員組
合の方が力があるんじゃないか、教員
組合の方がこういう問題で盟休する
ことが、学生の身分として逸脱してお
るということ、本心に底から後
悔しておるならば、先生の言うことを
一番よく聞く生徒としては、一番力を
持つておると思つております。その
又反対に、この先生達の中に何人か誤
まつた者があつたとして、彼らよりな
ことをいたすならば、これ又一番力を持
つておると私は思われるのでありま
す。私はさつき文相の話の中で、女
学校の女の生徒が盟休に入つてゐる
というのを聴きましたときに、確かに
彼ら彼女達であると思つては驚いた
のであります、こうした点にお
いて、文相の処置を取られる上にお
いて、さつき言つた困つた者の生活云々
甚だ結構であります、それは日本の
経済が頗る豊かであつた時代にも、靜
岡高等学校の中に苦学生があらまし
て、私はそれを援助した実例も持つて
おるのであります。併し今日は経済上
そういう方が多いので、特別の考慮を
拂われるのは非常に結構であると思
ひますが、私の質問と申しますか、意見
と申しますのは、法律論ではなくて、
實際論といたしまして、これを収める
一番力は持つておるものは教職員
組合であらうと、私は思われます。
だから文相は腹を割つて、膝を交え
て、組合とむしろお話になつて、生徒
と直接に親しんでおる方法を

して、一般の解決に向つて努力を、力
添えを希うことが一番効果的ではない
か。こう思われますので、お尋ねやら
愚見やら述べて置きます。
○國務大臣(森戸辰男) 鈴木委員か
らのお話、第一点は学校における政治
活動と、学校の政治活動とでありま
す。この二つのものを分けて考えるべ
きではないかと思つて、教育基本法
で規定されておるものは、学校が
政治的な活動をしてはいかぬというの
であります。学校に属してゐる例え
ば教師、或いは生徒が一定の條件の下
で政治活動をするということ禁止され
ておるものであります。問題がただ
学内ということでございますが、これ
につきましても、学校と別に学内の
学校ではない。学校の中での團體とし
て政治的な活動を取るべきかどうかと
いう問題であります。この点では私は
政治的な團體も作られて差支えない。
かういふやうに思つております。これ
は基本法に反するものではない。併し
その團體は政治的なものでありまして
も、学生としての身分というものの限
界がありますので、最も適切な形で言
へば、政党内閣のことの學問研究とい
うやうなことは差支ないであらうと思
ひますが、併しその他に及ぶといふこ
ともあるけれども、併しそれは飽くま
で学生としての境を越えてはならない
と思つております。それを越えたと
学校の管理者が判断するときは、これ
に対して適當な処置を取ること、そ
の解釈によつて任されておる。です
から学生が政治團體を持ち、それが絶対
自由で、これに干渉することが憲法の
違反であると思つておることはおらん。
学生は、学生としての學園内における

の政治教育その他政治的活動をしては
ならない。これが基本法にございま

で、学校の中に特殊の政治的團體ができておるところもあるが、こういう政治教育その他政治的活動をしてはならない。これが基本法にございます。それからその他の問題におきまして、先生の言っておることと、組合員の言う

運動には、そのことによつて一定の制約があるとは考へておるわけでありませう。そしてそれは、殊に高等の学生として、又高等の学校を管理しておる人々として、一定の識見があることを信頼いたしておるのであります。

第二点でございますが、お説の通りであります。最近ややともいたしますれば、先生と学生との関係、生徒との関係が学問の切實なものになり勝ちであります。従つて教育の一つの重要なポイントであるところの人的感化と言いますか、人的交渉というものが薄弱になつておることは極めて遺憾であります。学生犯罪の問題、いろいろ問題につきまして、私共特にそう思います。これは、学校が本當の意味の教育のために協同團體とならなければならぬ。それがためには又学校の経営者、又学校の先生も眞実に人間を育てる者として学問を切實するものでないという意識を持つて頂きたいと思つて、この点當然なことでありませうけれども、最近の生活腐敗が、ややともすれば教育者の間にも、そういう意識を軽くし、後ろに追いやるやうな事態が出ておりますことは、私としては遺憾な状態でありませう。これは私一日も早く元に戻して頂くことが教育再建の途と思つております。これは教師だけでなく、私は生徒についてもそのことが言えると思つております。尤だ生活腐敗の問題、又いわゆる政治的要求の問題でなく、学生として眞実の教育を復興するにはどうしていかうかというこの反省と努力とを、ただ外の運動だけに行くことでなく、教育の振興ということには学問関係者、教師も生徒も正しく

自分を見守つて行くことが、私は学生自治運動の本旨、中核でなければならぬと思つております。この自治運動が、ただ政府に対する要求のような形のみに現れたことは、私はこれは極めて遺憾なことであると存じておるのであります。自治運動は自治運動としてのものつと正しい形に還るべきであると思つておる次第であります。

○委員(田中耕太郎君) 突は文部大臣は、初めに申上げましたように急いでおりますので、すでに御質問なすつた方で、何か新らしく質問なさりたい方も多々あると思つて、速記も都合もありません、今日の議題は教科書の発行に關して証人のお話を伺ふことになつておりますので、ほんの一、二分程度ならば……。

(一、二分と呼ぶ者あり)

○委員(田中耕太郎君) 併し多数の方が御質問なさるようでは到底二、三分、四、五分では済みませんから、同じやうな機会を、御要望によつてもう一遍作つたらいと思つております。

○梅津錦一君 これは急な問題ですか、今日中にでも……。

○委員(田中耕太郎君) それでは梅津君だけにしまして一、二分……。

○梅津錦一君 私はこの学生の定期券、授業料の問題ですが、定期券の問題は大體了承いたしました。が、授業料の問題は、文部大臣が言われるやうに、その金額において大きな問題でないかと思つております。併し授業料の問題に絡んで、こうした問題が急遽に時と場合というところは、單に授業料の問題が当面の問題でなく、これに絡まる種々な問題が内包しておるといふこと

を私は言いたいです。時間がありませんから一例を申上げますれば、学生の現在一番困つておる問題は宿舎と食糧の問題です。これは誰でも、学生のみではない、私はそう思つております。この問題は日本國民すべての問題であるから取上げる必要はないと思つて、ここに問題になるのは学生の教科書の問題です。教科書と言ふか、或いは参考書、教科書並びに参考書の問題である。これが非常に値段が高い、これでは参考書を求めることも、ノートを求めることもできない、或いはそれによつて要するところの学用品を求めることもできない。この問題はどの学生でも同じことだと思つて、特に専門學校、大學について、私が問題にしたのは研究資料の問題であります。研究するところの資料の問題、或いは資料の問題、化学が薬品の実験をするとか、或いは物理科におけるところのあらゆるいろいろな資料を集めて、これを研究して行くといふときに、これは誰がやつておるか、どこから買うか、學校は補助して呉れない、皆個人個人の負担においてやつておる、特に化学薬品が非常に高値である、この間の値段を知りつつ学生は自弁しておる。この眞理を追究して行くところのすべての資料或いは資料が、皆学生個人個人の手によつて購はれる、或いは見付け、かういふ苦境に立つておるところに授業料の値上が来たといふことは、授業料そのものの問題でない、この苦しい中に授業料が上つて行くこと、言換へれば、學問に対する同情がないといふこの問題が、こうした大きな思想上の問題にまで発展するところの定期券の問題或いは授業料の問題に

なつたのではないか、かういふ意味から考へて、少くも学生が使うところの薬品或いは他の資料を、國で國家がこれに對して補助を與える、切符を與えるという程度にまで手を差伸べたら、恐らく了解も付くだろう。或いは、學校で、かうしたものを個人々々の負担によらないで、學校もそれを用意する。かういふ問題になれば、授業料の問題は簡単に片付くと思つて、こうしたことは、これは一例ですが、今の學園内に種々あると思つておる。文部省において、そうした調査がございませうならば、お聴かせを願ひたい。これに對する文部當局としての見解、或いは學校當局の見解を聴ければ非常に都合がよいです。學校當局者はおられますので、文部當局において、こうした資料の資料並びに資料がどういふやうに今學生間に配給されておるか。この資料がどこにあるかといふことをお尋ねしたいと思つておるのです。

○國務大臣(齋藤實君) 詳しいことは、後刻關係當局からお答えいたしますが、大體におきまして、私共は、學生には参考書並びに研究所の資料が十分に渡ることを望んでおるのでございませうけれども、御承知のやうな日本の今日の經濟狀況でありまして、十分を期し得ない点もあると思つて、十分を補助として不十分でありますけれども、御協力を願へば、この費用が少ります。或る点ではその要求が満たされと存じますけれども、併しなかなか今日の實情では、學生等の希望しているだけの資料は得られないといふことは、これも亦恐らく止むを得ないことではないかと思つておるのです。この

やうな事情の下に、最善を盡して行くのが當然であると存じます。が、詳しいことは私は存じませんので、後の機會に事務當局からお答え申し上げます。

○岩間正男君 この問題の発言者として、一分でもいいから……。

○委員(田中耕太郎君) それではこの問題に對して……。

○梅津錦一君 議事進行について発言したいんですが、私も意見は述べたいと思つてますが、質問もありません、又殊に教育上の文部大臣の回答については、異論がありませんけれども、折角今日証人も見えておられるし、又時間もないやうですから、この辺で質問を打ち切つて、又改めて機會を作つて頂くことにして、証人を喚問された審議を進めて頂けたいと思つております。

○委員(田中耕太郎君) 只今議事進行について、堀越君の動議に對しては如何ですか。

○岩間正男君 ちよつと結論的なものがあるんですが、二分ばかり……。

○委員(田中耕太郎君) 今日は到底二分や三分では、これは足りませんから……。

○岩間正男君 さつきのことを出した責任者としてやらせて頂きたいのです、どうでしょうか。

○委員(田中耕太郎君) 皆さん、岩間君と同じやうに発言されたいので……。

○岩間正男君 ちよつと二、三分頂きたいと思つてますが、皆さん、如何ですか。(大事な点にまだ触れていない)「簡單々々」と呼ぶ者あり、じや頂きますして簡單に、大事な問題ですから……。

○委員(田中耕太郎君) 又発言されますと、どなたも亦発言したくなるので……。

第五節 文教委員会會議第四号 昭和二十三年六月二十四日【本議案】

七

七

七

七

○増田正男君 自分が言い出した問題について、責任がありますから……
○委員長(田中耕太郎君) これは一回だけの、今日だけの問題でないから、(堀越君の動議を採決したらどうですか)と呼ぶ者あり) 堀越君の動議は如何ですか。
〔賛成々々と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは御賛成が多いと認めます。
それでは次に、教科書の発行に関する臨時措置法案を議題といたします。今日の証人といたしまして、小坂佐久馬君、和田貞一君、平井四郎君、喜多茂市君、黒岩武道君、以上の五名の方に御登壇をお願いしました。証人の方に申し上げますが、今日御出頭をお願いいたしましたのは、この教科書の発行に関する臨時措置法案に關しまして、それぞれ御専門の、又特殊の知識、経験をお持ちになつておいでになる立場から、実情なり、或いは本法案につきまして、すでに内容を御承知でおありになると存じますので、いろいろ御意見なり、御知識なりを承わつて、我々本法案を審議いたしますのにつきまして、いろいろ参考といたしまして、審議の万全を期したいと存する次第でございます。先ず御証言をお願いします前に、宣誓をして頂きたいと存じます。宣誓書を各自御朗読をお願いして、署名捺印をお願いしたいと思ひます。順次に、小坂佐久馬君から。
〔証人起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 小坂佐久馬

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 和田 貞一

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 平井 四郎

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 喜多 茂市

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。
証人 黒岩 武道

○証人(小坂佐久馬君) 申し上げます。画期的な検定教科書の制度が開かれまして、これを健全に発達させ、教育の民主化の実を挙げることが基本目標に置かれますことは言うまでもありませんが、この目標を達成するための臨時措置として、通覧いたしますと、率直のところ、この立法の精神において、検定教科書の道が開かれた。これを善意を以て育成して行くという精神が稀薄ではないかと。先程申し上げまし

た検定制の採用というものは、至上命題でありまして、これの積極的な有効な具体化に好意を以て当ると、第一條を見ますという、消極的な統制に重点が置かれておつて、何か明るい助成的な精神が見られない。できるだけの仕事を達成するために便宜を図つて、容易にしてやろうという当局の意図が薄いのではないかと感じられます。この点は過渡的な当面する混乱を予想いたしました、それを回避するといふ点に第一位の意図があつて、それに性急であるために、業者は初めから氣を許せないというような觀念から取り締りの面、いわゆる制約の面が非常に強く出ておるというふうに感じられるのであります。できるならば、臨時措置法案の中に業者の自主性をもつと認めて頂きたい。悪く行くと、文化事業の悪統制の再現を見るの危険があるのではないかと、もつと業者を信用して頂いて、用紙の配給の点でも、金融……この教科書全般に亘る仕事を業者みずからの力、或いは共同の力で共済して運営せしめるといふふうな方式が、考案方がよいのではないかと存じます。取分け本年度は、事早急の間に運ばなければならぬというやうなことから、業者の苦心、苦勞は並々ならぬものがあるのではありませんが、これらに温かい助成の親心を見せて頂きたい。検定のメロウの日、或いは目録作成の日、或いは八月末に予定されておりますところの見本の展示会、これらの開閉を一つ／＼業者が果して行くには時間的に、技術的に非常に苦心を要するのであります。ひよつとすると、そういう制約が強いために、検定制の第一年に當つて、この検定制の將來に業

者の意態を萎縮させてしまふような結果になりはしないかという事を慮れております。八月二十五日に予定されております展示会までに、見本、或いは目録を提出することになつておりますが、このために約一月ぐらい前の七月二十日前後に、目録を作成するといふ限定があります。それから繰上げで換算しますという、何としても六月一杯ぐらいには原稿を提出して、それと同時に印刷工程の方を急がなければならぬというやうな、時間的な制約が非常に強いために、編輯の万全を期して、念入りに良いものを作るという期間が非常に狭められております。できるならば目録の作成、見本展示会という期日をもう少しづつ緩和させて、検定最初のこの年に少しでも良いものが派山出るやうにお願ひ頂きたいというのが率直な希望でございます。二月十日に検定制実施の告示が出まして、更にその後四月二十一日の文部省発表によるこの検定の一般的基本が示され、六月十四日に受理種目の発表があつたというやうな、極めて時間的に制約を受けております關係から、業者は今並々ならぬ苦心を嘗めておるわけでありまして、これが徒勞に終らないで、教育民主化のために、少しでも役立つ本を余計子供の手に早く送り込みたい。そのためには、先程言いましたやうに、期限的に何とかもつと緩和して頂く考慮をお願いしたいものであります。

それからこの法案を見ますという、第九條に、発行者の事業能力、信用状況が不適当と認めた場合には、文部大臣の考へで発行の指示を差止めるという意味のことが謳われておりますが、この判定が非常に大事であり、発行の事前措置として当然なされなければならぬ問題であります。誰がどういう基準で、どういふ方法で判定するかという点を誤まるといふと、不当な官僚統制に陥る危険があるのではないかと。できるだけこれも業者の自主的な、協同的な民主的な方策によつて行われて然るべきではないかと考えます。
それから教科書の定價の問題が第十一條で謳われておりますが、教科書である限り、できるだけ安く、良いものであることが望ましいのであります。が、定價を安くすることに性急である余りに、粗悪なもの、低俗なものに墮さないやうにするために、検定教科書の定價をパスした優良品についての助成方法を何らか開くことによつて、直接児童の負担を軽くするといふ点に御考慮をお願いしたいものだと思います。それから下手をしますと、この定價の問題から、折角出ようとしておる検定本の途が、國定本と競争というやうなことから塞がれる危険があるので、これについては十分な考慮が拂われなければならぬと考へております。安いのには結構であります。が、そのために、製品が整わないとか、供給が遅れるとか、何とかのために粗悪な参考書や、学習書が街に氾濫するやうな状態を防ぎたいものだと思います。
それからこの法案には、指示を受けた業者が……時間がありませんので、最後に一言言つて頂きますと、残された重要問題として、製品の買捌き、代金回収等について有効な過渡的措置がこれには窺われないのであります。が、或いは省令、その他出るかも知れま

証人 小坂佐久馬

が稀薄ではないかと。先程申し上げまし
年当つて、この検定制度の将来に業

と意味のことが語られております

これは省令、その他で出るかも知れま

せんが、完全な配給を行うために、今
言いました二点を御考慮頂きたいと思
います。

○委員(田中耕太郎君) 次には和田
君に願います。

○証人(和田良一君) 今回のこの法案
そのものにつきますは、私共は教科
書の発行についての専門家ではないま
せんので、それについての意見を述べ
ますことは差控えますが、教科書用
紙の供給の面について、私共製紙業者
の一人といたしまして、是非國家とし
てどういふような措置を講じて頂きた
い。又考へて頂かなければ、教科書の
発行に將來思わぬ支障を生ずること
が起るであらうと思ひます。

その前に紙の生産状況なり、設備の
状況なりが、今どうなつておるかとい
うことにつきますが、お手許に表を差
上げて置きました。この第一表、順
を逐うて極く簡単に御説明申し上げます
と、紙の生産高というものが、御承知
の様子を失ないまして、非常に只今減
つております。昭和十五年の最盛期に
比しましては、教科書の対象である用
紙について申しますならば、二〇%に
減つておるのであります。國民一人当
りの消費量から申しまして、戦前は
一年間に四十ポンド消費しておられ
たのが、只今では僅かに八ポンドとい
う、戦前の五分の一の程度に下つてお
るわけでありまして。参考にはアメリカの消
費量を申しますならば、昨年度アメリ
カでは一年に一人当り三百ポンドの紙
を使用しております。かように紙の生
産高が減つておりますが、第二表
で御承知願ひたいと思ひますが、これ
は決して紙の設備能力が現在だけで止

まつていただけではなくて、戦前に比
べまして紙の設備能力は正に半分に減
つております。併し現在はその半分が
フルに動いてゐるのではないのであり
まして、まだ相當の余力を残してあり
ます。何故それでは紙の設備が全部発
揮できないかと申しますと、この第三
表に挙げました紙パルプに向けての配
炭量が一つの例であります。紙及び
パルプは、御承知のように最も重要な
資材としてパルプを作ります木材であ
り、それからそれをパルプにいたしま
すために、或いはパルプから紙にいた
しますための石炭であり、それから作
業上の電力、この木材と石炭と電力と
いふものの資材に負うところが非常に
多いのであります。この第三表で御
覽の通り、戦前の十五年年度には百二十
四万トン程度の石炭を使用しておられ
したものが、二十年、二十一年では三
十萬トン足らず、又二十二年では相当
の回復はしておりますが、四十四萬ト
ンというやうな非常な低下を示してお
り、且つ只今のカリオリは非常に低下
しておりますので、實質的には、その
パーセンテージの示す以上に配炭量が
減つておるといふことを申し得るので
あります。そういうやうな結果、第四
表で御覽になりますやうに、二十二年
度の紙の製造能力というものは一ヶ年
間に十九億ポンド、用紙だけについて
言へば十億ポンドの生産能力があるの
であります。二十二年年度の生産実績
は用紙においては僅か四〇%でありま
す。これは今申し上げました配炭量が示
すごとく、重要な資材の割当量及びそ
の實際の配給が悪いせいであり、ま
が、もう一つはパルプの状況を第五表
で御覽願ひたいと思ひますが、パルプ

の状況も亦昭和十五年年度に比べますな
らば、二十二年年度は全部のパルプを入
れて二五%に減少しております。これ
は申すまでもなく樺太の喪失が非常に
大きな原因であります。その一番下に
書いてございまして「紙パルプニ於ケル
化学パルプと碎木パルプノ割合」とい
う、これはちよつと専門的になります
が、化学パルプと碎木パルプと、その
組合せでいろ／＼な上質の紙、下級の
紙ができるのであります。戦前は紙
パルプの方が五六%、グラントパルプ
と申します碎木パルプは四四%で、上
質の化学パルプの方が非常に余計で
いたのであります。現在の設備及び
木材の状況によりましては、二十二
年度においてはその割合が逆になつて
おります。化学パルプは三十五%、碎
木パルプが六十五%というやうな結果、
遺憾ながら現在の紙は、新聞紙程度の
ザラ紙といつたやうな下級品を以て賄
わざるを得ないやうな次第でありま
す。これを上質紙にいたしますために
は化学パルプを余計作る。従つて木材
を余計消費するといふ建前から、どう
しても上質の紙を作りますことは、
全体の生産量が激減するのでありま
す。只今といたしましては、仮に悪い
紙でもできるだけ余計に紙を作るとい
う方針で、この新聞紙類のザラ紙を
余計生産しておるやうな次第でありま
す。それから、教科書においても紙質の向上
といふことは望みたいところでありま
すが、数量の確保と矛盾を來すやうな
結果になりますので、その点は文部省
当局としても十分に考へ置き願ひた
いと思ひます。

それから第六表は、教科書用紙の配
給の計画と、その配給の実績といふも
のと、新聞巻取を除く用紙について、
その比率を見ますと、ここで見られま
す通り、絶対量におきましては、戦前
に比べて教科書用紙は減つております
が、用紙全体の中で占めるパーセンテ
ージは、その表で御覽の通り比率は上
つております。言換へれば教科書を確
保するために、外の用途の紙は犠牲に
なつておると申すこともできるのであ
ります。

第七表は、これは極く御参考であ
りますが、十五年年度の配給計画が、新聞
を含めて各用途別にどういふやうに配
給計画が立てられていたか、それに対
して二十二年年度はどうなつたかとい
うその比較でございしますが、ここでも御
覽の通り新聞及び教科書は非常に優先
的に配当割当ができておるといふこと
が申されるのであつて、その反面出版
であるとか、一般印刷であるとかい
うものに対しては相當の重圧が加えられ
ておるわけでございます。そういうや
うなわけで紙の生産高は減つてはあり
ますが、このところに相當の資材な
り、パルプなり、石炭なりの供給がで
きれば、まだ我々製紙業者としては製
造高を高めることができるのでありま
す。ただ現在の紙の生産をそのまゝに
して、そうして教科書用紙を余計獲得
するといふことは、今でさえ圧迫され
ております出版でありますとか、印刷
であるとか、或いは學堂関係のノート
であるとか、その他のものに非常な重
圧を加える次第でありますから、教科
書の重要性を認め、その用紙を確保す
るためには、どうしても紙全体の枠を
拡げて頂かなければならぬ、こうい
うふうに我々は考へております。であ
りますから、教科書の数量がはつきり

決まりましたならば、教科書用紙一年
間に半ポンドという計画を早くお立て
下すつて、これを國家のはつきりした
計画の中に織込んで頂く。そうして教
科書のための資材、石炭等は優先的
にこれを確保して頂く、そういうこと
にいたしますならば、我々製紙業者と
しては、ごくよく申しますやうに、設備
能力がございしますのですから、それ
を生産いたしまして、決して昨年度のよ
うに用紙不足のために教科書の発行が
遅れるというやうなことを來さなくて
済むのであります。又輸送等の面にお
きまして、或いは資金等の面にお
きまして、教科書を生産することの
重要性を政府当局でお認め下すつて、
國家全体としてこれに対する支援を與
えて頂く、優先的に取扱つて頂く。現
在新聞用紙に對しては、終戦この
方割当に對して一ポンドたりとも配給
不足を生じたことがないのであります
が、これは一般の紙に先立つて、新聞
用紙がその資材なり、石炭なりが優先
的に確保されておるせいであり、ま
が、少くともこの程度に教科書用紙に
ついては、むしろ新聞以上にこの生産
のための資材確保、或いは金融方面の
措置等を國策的にこれを取上げて頂
きたい、そういうことを特にお願いす
る次第であります。

○委員(田中耕太郎君) 次に平井さ

○証人(平井四郎君) 私は実はこの文

部省の教科用紙委員会の委員をして
おります。特にこの中の第三小委員会
というものがあつまして、それはこの
図書のために学校教科の面を扱つてお
りますのです。私共その主筆をして
おります。それで本日お呼び出しのあ

つたのは、その主査という資格において呼出されたのかとも思いますが、多少こういう問題を取扱つておりますので、そういう経験に基いて、時間もありませんから、簡単に要点だけを申し上げたいと思います。

この法案は、この委員会に上程されなかつたのでありまして、この刷り物を見まして私は初めて内容の概要を知つたわけなんです。併し委員会において今まで論議された結果というものが非常に反映しておるといふことは認め得るのであります。端から順々に申し上げますが、先程最初にお話しなされた方が非常に明るい面がない、非常に抑え付けるといふ面が強く出過ぎておつて、自由に恢弘し、発展せしめるといふ面の規定が少いといふことをお話ししました。これは私の思ひますのに、編輯或いは検定という面の規定が入つていないために、そういう感じを興えるのではないかと思います。そうしてこの臨時措置法なるものは、ここで検定制を開始する、そうしてこれを運行して行くためには、何か法律的基礎を持たなければ、文部省としてできないといふことから、急いでこれを作り且つ極めて暫定的なもので、恒久的なものやがて作るというお考えではないかと思つたのでありますが、併しこの編纂並びに検定に関する制度については、法的基礎を興えなくともいいものかどうかといふことが、私の一つの疑問であります。これはここにお読みになれば分る通り教科に関連する規定だけあります。その点が私の疑問として、一つこれを讀んで起つたこととあります。

それから第三條に、これは小さい問題ですが、教科書にはその表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著者の氏名云々、つまり表紙に「教科書」といふ文字を書けといふことなんです。これは少し考へる必要がありはしないかと思つたのであります。例えば今日の教科書は、昔は皆教科書、教科書といふ固い名前を付けたものであります。が、今日は逆な傾向になつて、むしろ教科書といふ文字から逃れようとする、例えば「我々の村」とか「我々の町」とか、そんなようなタイトルを現実には付けておられ、今後ともそういう傾向は盛んになると思つたのであります。で「我が村教科書」じやどうも甚だ書名としてはまずい書名になる、これは小さいことですけれども、中には表紙なども綺麗に装幀をして、例えば美的に作つておられるものもあるでしようか、そういうところに持つて行つて「我が村教科書」じや、どうもちよつとそういふところは、やはり教育上の問題にかならず思ひますけれども、美的教育といふ面から考へれば教育上の問題になつておられる。で私の考えを申し上げます。それは、その表紙に教科書の文字、或いは何か教科書たることを表徴する一つの印しですね。シンボルを使う、何か図案のようなものでもいいと思ひます。何か氣の利いたものではないかと思ひます。何かさういふものをそこに印刷をいたして、他の検定を受けていない、或いはもうぐりぐりのものと一見区別するといふ目的なんではないかと、却つてさういふように私はしたらいのじやないかと思ひます。それから第十一條の定價の問題があります。教科書の定價は、文部大臣の認可を経なければならぬ。この問題につきまして

は、我々の委員会においてもすでに論議が盡されて、一應の決議があるのではありません。それは教科書の配給事業といふものは、根本に自由競争主義を原則とするといふことが根本の原則となつておるのであります。そうしてこの定價といふものも、自由といふことで、やはりこの原則の適用を受けるのであります。その点から言へば、これは自由であつて、発行者で付けたい値段を適當に付けたいのであります。そうすると、べらぼうに高い値段を付ける者があつて、不当な者が現われて來やしないかといふ御心配があると思ひますが、私はさういふ心配は絶対にない。さういふものは自分の身を減らすものであります。自由競争になりますれば、下へ下へと競争の場になりまして、上へ上へと競争の場がないのであります。而も今日の情勢において六十数社の検定出版者といふものがあります。点数は或いは千点にも及ぶじやないかと思はれる情勢にありまして、多くの出版者並びに多数の検定教科書の中で競争が起り、これは年々増加して來るものでありますから、相當競争といふものは激烈を極めて、かかる競争下において高い値段を付けて競争をする馬鹿は決してありません。併しこれを定價を統制するといふ立場から見ますと、非常な困難が生ずる。さうしてできたものは極めて人工的なものに終つて、さうして實際にそぐわぬ定價ができる。これが事業の事態と一致しないために、そこに非常な困つた現象が起る。起つて來ると思ひます。大きく言いますと、検定という門戸を開いたが、結局それは名ばかりであつて、その実が拳らんという結果を

招きませんかといふことを私は恐れるのであります。特にこの点につきましては、教科書の、例えば二十四年度の四月から採用される教科書といふものは、現狀におきましては、その前年の九月の末か、十月の初め頃に定價といふものを決めなければならぬ。八ヶ月くらい先に定價を決めるのです。この八ヶ月間に今日の経済情勢におきましては、如何なる変化が來るか分らぬのであります。物價において、労働條件において、八ヶ月の先の物價なり、労働事情なりを予想して適正な値段を付けるといふことは、恐らく今日の経済状態においては人間の業として不可能じやないか。それで委員会といひましたのは、さういふことを決めたのです。が、定價はつまり自由であるけれども、絶対の自由放任主義は、教科書の場合においては少しこれは考慮すべきであらう。それで如何なる本も検定を経るのでありますから、検定の際にその面の目の利く人が委員に加つて、その定價といふものが果して安当であるや否やといふことを考へて、内容に比して比較的安い定價を付けたようなものは採点を高くするのです。この檢定のやり方は採点主義でありまして、内容を幾つかの項目に分けて、各項目について調査委員が、この点については何点々々といふふうに点数を付けるのです。その点数を合計しまして、何百点以上のものは合格、それ以下は不合格なものがその中に何項目あるとか、それは採点数がよくても不合格となる細い規定がある。その際に内容と定價との釣合いが非常によかつた場合には、非常にいい点数をやるといふようなこと、或いはそれに近いよ

うな程度において、この余り突飛的なものであつた場合には、氣狂い突飛的な定價の場合には多少是正する。そうして認可するならば認可でもいいのですが、認可といふものの内容は、極めて自由主義的な立場に立つて、最も少く限度の統制を興えるといふ意味の認可であつて欲しい、それが必要である。さういふふうに考へます。

それから第十三條に、保証金といふことがありますが、この保証金三%といふことは、これはあつてもなくてもいいやうな問題でありまして、これは從來の慣習がこへちよつと首を出したといふ程度のものであります。殆んど意味はないと思ひます。實際これは発行業者が、悪い面を考へまして、発行業者が検定を出願する。さうしてそれが採用になつて紙の配給を受けて、本も作らんで流してしまふ。少し流せば非常な利益ができるのであります。さういふ危険も予想されるので、そこで保証金と、さう来たのであります。ところが、三%ぐらいの保証金は實際問題になりません。むしろ三%ぐらいならば、こんなものは書かん方がいいのじやないか。保証にならぬと思ひます。

それから先程最初の方に大分御質問がありました。これは或いは文部當局からお答えすべき筋合のものと思ひますけれども、あの種類の疑問に対しては、委員会の方では一切これは検討済みでございまして、いづれさういふ心配はできるだけ防ぎ得るやうな措置を講ずる筈でございまして、今日よりそれらの問題について會議が始まつたのであります。私こちらへ参りましたので、明日から本式にその方をやります。

とであります。それから第三條に、これは小さい間
定價は、文部大臣の認可を要するものと
ならない。この問題につきまして
あつて、その実が著らんとする結果を
いうようなこと、或いはそれに近いよ
で、明日から本式にその方をやりま

す。大凡案はできております。以上。
○委員(田中耕太郎君) 次に喜多茂
市君。
○証人(喜多茂市君) 時間も無いよう
でございますから、極く簡単に前証人
の方々が持つしやれたことに重複せん
ように、すべてを省かせて頂きます。
ただ私といたしまして、これを拜見い
たしまして、この臨時措置法案は、こ
の経済界における一、二年の臨時の措
置としては、この法案は全面的に必要
じゃないか。こういうふうに考える大
第であります。ただ良い教科書を迅速
確実に配給するという点においては、
今までの定價が非常に文部省の方で酷
に抑え付けられている様があるわけ
でございます。これは業者側から言え
ば尤もな話で、たとえ一銭でも安くす
るということは、これは当然なことだ
と思ひますが、併しその程度がござい
ますので、今後検定制度の門戸開放に
際しては、その定價を従来のような方
法で抑えておつては、良い教科書はで
きない。又完全迅速に配給もできない
というのを痛感する次第でございます。
す。現在他の物價指數から申上げまし
ても、先程この委員会で、授業料を三
倍に上げるといふことに対して非常に
又問題が起つておるようでございます
が、現在教科書がどの程度におるか
というのを考えて見ますと、従来大体
總額、十七、八年頃は、大体教科書
は五十銭という平均であつたわけでござ
います。それが現在はまだ五円幾ら
というふうな状態でございます。これ
は昨年一ヶ年間手前共でやつたのを総
合計いたしまして、五千何百万冊を、
その定價で割つて見ますと、五円三十
六銭何厘という数字が出て来るわけで

ございます。これは昭和十七、八年を
五十銭と見まして、僅か十倍にしかな
つていない。今この状態において、十
倍そこ／＼であるものが何であるかと
いうことを考えます上に於いて、如何
にも國定教科書はいいものではござい
ない。いつまで経つても無味乾燥なもの
だといふことを、よく私共は数字の上
で分るわけでございますが、この今度
の場合にも十一條において、定價は文
部省において認可を経なければならな
い。この認可の程度、これは皆さんに
おいてよく御審議を煩わして、従来
よりある安定價でいつまでも抑えて
おれば、いつまで経つてもいいものが
できない。こういうことを私は痛感す
る次第でございます。どうか他にもい
るようなございますが、先ず私は定價を
今少しよくすれば、必ずいい教科書が
できる。御満足行くようなものがで
きる。今の十倍をそこで抑え付けて
おつては、いつまで経つてもいいもの
ができない。こういうことを繰返す次
第でございますが、その点よろしく御
審議願えれば結構だと思ひます。以上
簡単でございますが、私の証言を終り
ます。

○委員(田中耕太郎君) 次に黒岩さ
ん。
○証人(黒岩重道君) 私は教科用図書
委員会の委員長でございますが、以下
図書委員会の委員長として御証言を申
上げたいと思ひます。
先ず第一に、本臨時措置法案の本委
員会に提出された経過と云うか、
その方式につきまして、委員会として
疑義を持つことにつきまして御説明を
申上げます。我々の教科用図書委員会
は、昭和二十二年二月十九日、政令第
二百七十六号による教科用図書委員会
官制によつて運営をいたしております
が、その第一條に、我々の委員会は文
部大臣の監督に属し、教科用図書に関
する重要事項を調査審議する。第二項
に、委員会は前項の調査審議の結果を
文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮
問した教科用図書に関する重要事項に
ついて答申するものとする、とありま
す。従つて教科用図書に関する重要事
項は、我々の教科用図書委員会によつ
て審議調査した結果を、進んで大臣に
報告し、或いは大臣の諮問した事項に
つきまして、更にこれを答申すること
になつておるのであります。然るに今
提出されております臨時措置法案の内
容は、教科書の重要な事項でありま
して、すでに大臣より正式に発行供給
に關しまして、更に檢定並びに編輯に
關しましては諮問をされておるのであ
ります。我々委員会としては、主
として発行供給に關しましては、第三
小委員会におきまして審議中でありま
す。その審議の結果を總會において決
定し、これを答申することになつてお
ります。編輯並びに檢定制度につき
ましては、殆んど審議を終えまして、
その大分は答申をいたしました。が、こ
の發行並びに供給に關しましては、第
三小委員会の決定もいたしてございま
せん。その実態は、第三小委員会は遠方
の方もありまして、在京の第三小委
員関係者並びに委員長、副委員長を中
心にした特別の委員会を作り、我
々の乏しい知識を補うために、主とし
て在京の各業者関係の方の専門調査員
で、それを御委嘱申上げてまして、
そういう多方面の意向を聴取し、その
特別委員会において、主として前証人

の平井氏を中心にして審議を続行中で
あります。従ひまして教科用図書委員
会としては、正式なる第三小委員会は
本日より三日間、明後日まで行いまし
て、第三小委員会の発行、供給に關す
る問題の審議はそれによつて終りを告
げて、總會は二十八日、二十九日の両
日によつて、教科用図書委員会として
決定することになつてゐるのでありま
す。この未決定の發行供給に關する新
らしい制度、それを如何なる意圖の下
に文部当局が、これを急遽にこの委員
会にお出しになつたか、甚だ我々教科
用図書委員会としては遺憾に存する次
第であります。その意味におきまし
て、教科用図書委員会としては、
本臨時措置法案は、改めて我々の教科
用図書委員会の第三小委員会並びに總
会によつて審議決定されたものを答
申し、その答申に基いた具体的な必要
な法案を作成されて、本委員会にお出
しになることが適法ではないかと我々
は判断するのであります。勿論條項に
つきましては、成る程展示会の件その
他に關しては、すでに我々教科用図書
委員会はこれを決定し、これを答申し、
その下に具体的な措置をしつゝあ
る。これを裏付けする法案が必要であ
ることは我々了承いたしますが、ここ
にありますが、第一條の目的、教科
用図書の需要供給の調整、發行迅速と
いうことは、單なる狭い發行規定、或
いは需要供給規定といふものでは賅え
ないものであります。文部当局の檢
定の問題、或いは先程より御指摘にな
つたような用紙配給、或いは用紙の生
産の育成並びに檢定教科書と國定教科
書の價格差の調整、具体的には國定教
科書は如何なる方法によつて発行者に

これをさせるか、いわゆる育成の問題、それと未解決の問題が廣汎にある
のであります。従つてそれ程一部のも
のを取り出して、急速に法案化するこ
とは極めて危険でありまして、その意
味より全面的にこの法案の提出に我々
は遺憾であることを表明いたすゆゑん
であります。第一点につきましては、
以上のようにあります。

第二点につきましては、この法案自
体について多少申上げたいと思ひま
す。教科用図書委員会としては、すで
に發表いたしておりますような國定
教科書は、理想の形においては存続さ
れるべきではない。檢定教科書が全國
的に十分賅えない範圍においては、國
定は存続するが、飽くまで檢定のみが
日本の新しい教科書の姿であるとい
うことを我々は確定いたしてございま
す。その意味より、飽くまで教科用図
書委員会は檢定教科書を如何にして育
成するか、そういう方策の下に新らし
い制度、そういうものを考へつゝあり
ますが、その見地よりこの立法の精神
を眺めました場合に、甚だ遺憾であ
りますのは、この大事な檢定教科書育
成の精神が極めて薄いだけでなく、所
によりまして、國定温存の嫌がある
と思ふ條項もなきにしもあらずであ
ります。即ちこの立案の精神につきま
して、我々の難点とするところは、檢
定制育成という意圖が燃えていない
という点であります。具体的には時間
がありませぬので、申上げることが多
少ありますが、第一は、國定と檢定の
價格差を如何にするか、そういうもの
について印税その他の制度を新らしく
我々は考へつゝありますが、こういう
のも法案化すれば出て来るのではない

か、こういう條項が全然未決定であります。

それから供給の面におきましても、資材或いは金融、そういう関係が必要であります。これらについての措置も、法策化するものが出来来るかも知れませんが、それらの措置が現れておられません。尙需要供給の統制、それらにつきましては、我々の委員会として、業者を含めた委員会が、第九條にありまします発給の指示を行うとか、或いは取消をするというようなど、を研究することになつております。

が、具体的な方策がまだはつきりしてない。それを急ぐには以下のようなことをやるというような條項がありまします。そういう民主的な組織を我々が決定しては、ここに書いておることは非常に遺憾であります。この檢定を養成するという意欲が燃えていない、他面逆に檢定教科書を望みさせるような空氣が伺つておりました。先程申しましたように、一面において業者を拘束し、窮屈にするというやうな傾向が相当あります。一々の指摘は省きたいと思ひます。それから尙業者の拘束というものは、他面我々の委員会として考へておきます民主的な一般への解放が、或いは過去の官僚統制に復歸するといふやうな空氣がある條項もあるであります。我々としては必要な統制は、成るべく民主的な、民間の自主的な組織機構によつて統制することを原則として、必要があればその総合的指導を文部大臣がやるということにしたいといふことが、委員会の決定線でありまします。それらの具体策、その他が十分審議されて

いないところに、大臣決定としては疑わしいやうな條項もあるものであります。尙從來臨時措置法案と銘打つておるが、数ヶ年も存続しておる場合もあります。そういう意味より我々は暫定的の展示会を今年度においても一應考へておるのであります。若しこの法案が通過するならば、來年も再来年も、ここ数年はこの展示会というものは規定されるのではない、我々の見解でも、地方教育委員会法その他と脱合せまして、展示会その他のことを考へておきますので、この展示会のやうな制度はつきりして、極めて狭い範囲の暫定的な措置と考へております。従つて名目は臨時措置法案と書いてありますが、今年度に限つての法案であるならばともかくであるが、相当長く先影響するやうな措置が、この法案に現れておりますので、その点よりもこの法案の危険性が多分にあると思ひます。時間がないのでありますので、極く概略のみ申上げて、條項について一々申上げたいと思ひます。省略をいたします。再度申上げますが、この法案に対しては、全面的に教科用圖書委員会としては、一應提出の形については不満であります。了承できることもありますが、全面的に一應この提出を引込めて頂いて、幸いにも今月二十九日までには決定をいたすか、答申ができる。それに伴つた案を当局としては構想するといふ措置をお願いしたいと思ひのであります。

○委員長(田中耕太郎君) それでは、五人の方から只今証言を頂きました点につきまして、御質問等ありの方は

簡単に御質問願ひたいと思ひます。

○河野正夫君 和田さんにお尋ねしたいと思ひます。和田さんよりはむしろ文部当局の方かも知れませんが、或いは黒岩さんがお分りになるかも知れませんが、本年度新らしくこういう教科用圖書檢定制にすることに、文部省だけに任して置くときには、例えば社会科ならば、或る学年の一冊一冊だけを一年間やつて、六單元出るのが出来ないから、紙なんか不足しないでしょうか、今回のやうになりますと、これは一齊に必要な單元が全部教科書として取られるといふことになりましよう、それと競争による紙の不足というものはあり得ないわけですね、教科書が全部この際に出揃うといふことになりましよう、紙が可なり要ると思ひますが、その紙の何ポンドと言ひますが、何ポンドと言ひますか、その数字を、要る分量をお調べになつておりましたら、お分りになつたら御説明願ひたいと思ひます。

○証人(黒岩武道君) 総体は大体六千ワポンド……

○鈴木重一君 黒岩さんにお尋ねしたいのでございますが、文部省ではこの法案を出すにつきては、全く委員会に相談はなかつたのでございませうか。一言の相談もなく出したようにお受け取りするのでございませうが、その通りでございませうか。

○証人(黒岩武道君) 正式な委員会においては、第三小委員会関係において証言がありましたように、取上げておりましたし、まして總會においては取上げておりました。今進行中の議案であります。発行供給に關しましては……

○鈴木重一君 續いてお尋ねするので、この内容につきましては、事前に御存じだったのでございませうか。

○証人(黒岩武道君) 内容の教條條につきましては、展示会その他のことに決めたところでありまします。了承できることも相当あります。ただ全般的に、発行供給の総合的見地から制度一般を結論付けておられません。それに一方的に一ヶ所である、相当危険性があるわけでありまします。再検討の要が十分あるところでありまします。

○河野正夫君 今黒岩さんのお話ですと、教科用圖書委員会の小委員会では、発行配給の分でなくして、檢定と何と云ふのでございませう、檢定やその他の部分は、或は答申が済んでおると申されましたけれども、いつ頃答申されておりましたか、日にちはよろしうございませうが大体……

○証人(黒岩武道君) 檢定並びに編輯と申しましたことは、ちよつともう少し正確に申上げますが、編輯の基準といふもの、或いは檢定の基準といふものを、そういうものは一般基準といふものをすでに答申し、発表し、各科檢定の基準につきましては教点のみ、漢文その他が未決定であります。もう大部分は答申を終えまして、如何なる採択方式を採るか、又如何なる檢定委員、檢定方式をやるか、その檢定に關し、並びに採択に關しての制度、これらの答申をいたしたのであります。

○河野正夫君 黒岩君にお伺ひします。この前稲田局長の教科用圖書委員会との關係について、私が質問しましたときの答弁によりましますと、教科用圖書

書委員会は單に大臣の諮問機關である。従つてこの法案に対しては別に直接的關係を持たない。それで大体この面に關つては、檢定委員の方で今まで討論された、決定された面もあるのだが、併し全体については、これは委員会の方に對しては、事前に別に諮つていないといふやうなことが答弁されたように記憶するのであります。もう一つの点は大臣の権限の点でございませうが、この文部大臣の権限がこの法案によりましますと、どうも我々の見解では甚だ一方的である。從來の關係から統制の面を強力に、むしろ後展するやうな面が我々としては感じられましたので、従つてこの檢定に實際の大臣の権限を行使する、そういう場合には、その主体はむしろ作られたところの諮問機關、教科用圖書委員会に諮つて決定されるのが非常によいのではないかと。従つて法案の中にもそのやうなことを語つた方がよいのではないかと。重要な点について私は質問したのでありますけれども、この点に對しましては、やはり権限が違つたので、そういうやうな措置について考へていないといふやうな御答弁であつたのであります。この点について教科用圖書委員会としまして、以上の二点につきまして、どういふやうな見解を持っておられるか伺ひたいと思ひます。

○証人(黒岩武道君) 第一点につきましては、この法案の内容を御覽になつたらお分りのように、重大なる教育行政に關する法案でありまします。当然教科書に關する重要事項であります。従いまして我々の委員会でも當然審議決定

が、委員会の決定案であります。それ
らの具体策、その他が十分審議されて
五入の方から只今証言を頂きました点
につきまして、御質問等おありの方は
あります。発行供給に關しまして
は……。

会との關係について、私が質問しまし
たときの答弁によりますと、教科用図
科書に關する重要事項であります。從
いまして我々の委員会が當然審議決定

さるべき性質のものであり、すでに諮
問を受けて我々が審議を進めつつある
わけでありまして。然るにその決定を見
ずして、綜合的見地よりこの発行供給
の制度を決定したる後に、必要な法
案を提出するならばよいと思ひますが、
まだ未決定なときに出されたことは甚
だ遺憾であると思ふのであります。

第二の点につきましては、先程申上
げましたように、文部大臣が、よしや
いろ／＼な権限はありまして、我々
の委員会ではこの下に言ひますが、
それを補う／＼な民主的機構を考
えつつあるわけでありまして、具体的
に第九條のごときも、文部大臣はこ
ういふ委員会に諮り、次のように行ふも
のとするという法案も可能かと
思ひますが、そういう名称を出す、
勿論民主的な委員会は、直ちに教科用
圖書委員会そのものが當るかも知れま
せんが、こゝに條文については、別
の委員会を設置すべきであるという意
見が出つつあるのであります。これら
もまだ審議中でありまして、未決なの
であります。以上。

○委員長(田中耕太郎君) いろ／＼他
に御質問もまだおありになることと思
ひますが、四時を大分過ぎまして、速
記も時間を超過しておりますので……
証人の方には長時間に亘りまして御証
言を頂きまして、又質問等にもお答え
頂きまして、我々といしまして非常
に感謝に堪えない次第でございます。
今後の審議に當りまして、只今の御証
言なり、御答弁は参考になることが多
いのであります。厚く御礼を申し上げます。
それではこれで散会いたします。

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事 松野 喜内君
柏木 康治君
岩間 正男君

委員 梅津 錦一君
河崎 ナツ君
若木 勝蔵君
小野 光洋君
左藤 義詮君
木内キヤウ君
高良 とみ君
河野 正夫君
鈴木 憲一君
堀越 儀郎君
天野 西雄君
藤田 芳雄君

國務大臣 文部大臣 森戸 辰男君

証人 教育出版株 小坂佐久馬君
式会社社員 和田 貞一君
王子製紙株 平井 四郎君
式会社社員 喜多 茂市君
三省堂社員 黒岩 武道君
日本出版配給 町支店長
株式会社神保 員 長

六月十九日本委員会に左の事件を付託
された。
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九百六十五号)
一、國立廣島そり合大学に廣島高等
学校を中心とする政経学部を設置
することに關する請願(第九百八
十三号)。

一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九百九十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九百九十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九百九十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九百九十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第二十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第三十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第四十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第五十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第六十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第七十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第八十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十一号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十二号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十三号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十四号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十五号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十六号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十七号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十八号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第九十九号)
一、地方教育委員会法案に關する請
願(第一百号)

室廣島高等学校同窓会
關東支部内 南崎五男
紹介議員 山田節男外一名
國立廣島そり合大学設置につき當局案
は廣島高等学校が単に同大学教養部と
してわずかに一箇年半の過程を残すに
過ぎない趣きであるが、当高等学校の
傳統を發展的に活かす、清新はつらつ
とした學風を中核として、新時代の負
荷にたえ得る人材育成の構想の下に政
経学部を新設してこそ、本そり合大学
は画龍に点睛するものであり、國家百
年の長計からも緊急事であるから、政
経学部を本そり合大学に設置されたい
との請願。

第九百九十六号 昭和二十三年六月
八日受理
地方教育委員会法案に關する請願
請願者 名古屋市役所、愛知縣
高等学校教員組合内
伊賀清男
紹介議員 竹中七郎君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と
同じである。

第九百九十七号 昭和二十三年六月
八日受理
地方教育委員会法案に關する請願
請願者 福岡縣朝倉郡福田村
原勇外百二十三名
紹介議員 島田千壽君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と
同じである。

第十四号 昭和二十三年六月九日受
理
地方教育委員会法案に關する請願(五
件)
請願者 岩手縣紫波郡水分村大
字上松本十地割字清水

屋敷五ノ一 廣木貫一
外三名
紹介議員 岩間正男君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と
同じである。

第九百九十八号 昭和二十三年六月十
日受理
地方教育委員会法案に關する請願(二
件)
請願者 岩手縣紫波郡湯口村大
字上根子第二四地割字
熊堂二 工藤義夫外
八名
紹介議員 栗山良夫君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と
同じである。

第九百九十九号 昭和二十三年六月十
日受理
地方教育委員会法案に關する請願(三
十六件)
請願者 岩手縣紫波郡新田村大
字新田六五地割五四
大石義見外三十七名
紹介議員 岩間正男君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と
同じである。

第一千二百四号 昭和二十三年六月十
日受理
國立名古屋工業大学設立に關する請願
請願者 東京都渋谷区代々木西
原九一九 日本電報
株式會社総裁 大西英

紹介議員 佐伯卯四郎君
新學制の実施に際して國土計画の見地
から、中部日本のもつ地理的、産業的、
文化的諸條件を考へて、各種建設工業
並びに生産工業の中心地である名古屋

第五部 文教委員会議案第四号 昭和二十三年六月二十四日【参議院】

に実用的な技術者を養成する単科工業大学をそう合大学以外に設立する必要があるが、名古屋工業専門学校は現在七学科を有して創立以来四十年地方産業と密接な関連をもっているから、同校を単科工業大学に昇格せられたいとの請願。

第千四十五号 昭和二十三年六月十一日受理

地方教育委員会法案に関する請願（四件）

請願者 岩手縣紫波郡志和村大字片寄二五地刺鶴森ノ

九 笹井法雄外三名

紹介議員 岩間正男君

この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第千五十五号 昭和二十三年六月十二日受理

六・三教育制度完全実施に関する請願

請願者 山梨縣北巨摩郡教育会

長 向井一郎外一万二千四百三十名

紹介議員 小野光洋君

日本再建の基盤は六・三制教育の完全実施にあるが、教科書及び教員の不足、並びに地方財政疲へいにより校舎不足等の障害があり、これ等の解決には強力な國家的施策が絶対必要であるから、六・三教育制度完全実施のため早急に対策を講ぜられたいとの請願。

第千五十九号 昭和二十三年六月十二日受理

地方教育委員会法案に関する請願

請願者 岩手縣紫波郡彦部村長 佐藤善之助

紹介議員 岩間正男君

この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第五百四号 昭和二十三年六月十日受理

都立新制高等学校区移管反対に関する陳情

東京都目黒区中目黒三都立目黒女子新制高等学校内 橋本光子

この請願の趣旨は、第四百十三号と同じである。

第五百十七号 昭和二十三年六月十二日受理

教職員給与の全額國庫負担に関する陳情

靜岡縣議會議長 三上陽三

現在義務教育費中教職員給与等は、二分の一を政府で負担することに定められているが、地方財政の窮迫している実状と、義務教育の重要性に鑑み、本給與を全額國庫負担とせられたいとの陳情。

昭和二十三年九月七日印刷

昭和二十三年九月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局